

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第76号

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則

京都市消防局消防職員委員会規則の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員会の審議の結果等の周知)

第11条 委員会は、意見を提出した職員及び当該意見に係る意見取りまとめ者に対し、委員会における当該意見の審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、すべての職員に対し、当該意見の概要、委員会における当該意見の審議の結果その他審議の概要（当該結果に至った理由を含む。）を周知するものとする。

第8条第1項中「毎年度」の右に「前半に」を、「常例」の右に「とするほか、必要に応じ開催するもの」を加え、同条第2項後段中「会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる職員から提出された意見の概要を委員に」を「次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 委員 会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる職員から提出された意見の概要
 - (2) 意見を提出した職員及び当該意見に係る意見取りまとめ者（職員が、第8条第1項ただし書の規定により意見取りまとめ者を經由せずに意見を提出した場合にあっては、当該職員。以下同じ。） 当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い
- 第8条を第9条とする。

第7条中「より」の右に「、意見取りまとめ者を經由して、」を加え、同条に次のた

だし書を加える。

ただし、職員は、意見取りまとめ者を経由することに支障があると考えるときは、意見取りまとめ者を経由することを要しない。

第7条に次の1項を加える。

- 2 意見取りまとめ者は、前項本文の規定により職員の意見を委員会に提出する際に、委員会に対し、当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会の制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(意見取りまとめ者)

第7条 局長は、職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を、組織区分ごとに当該組織区分に所属する職員のうちから、当該組織区分に所属する職員の推薦に基づき指名する。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任することができないものとする。

- 2 意見取りまとめ者の定数は、組織区分ごとに2人とする。
- 3 意見取りまとめ者である職員が意見取りまとめ者として指名された組織区分に所属しなくなったときは、当該職員は、意見取りまとめ者でなくなるものとする。
- 4 意見取りまとめ者の任期は、2年とする。ただし、補欠の意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 意見取りまとめ者は、再任されることができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

別記様式注以外の部分中「第7条関係」を「第8条関係」に、

(あて先) 京都市消防局消防職員委員会	年 月 日
所 属 名	氏 名

を

」

(あて先) 京都市消防局消防職員委員会	意見の提出日	年	月	日
	※意見取りまとめ者の受付日	年	月	日
意見を提出する職員の所属名	意見を提出する職員の氏名			
※意見取りまとめ者の所属名	※意見取りまとめ者の氏名			

に、

「第7条」を「第8条」に改め、同様式注2を同注3とし、同注1の次に次のように加える。

2 ※印の欄は、意見取りまとめ者が記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に局長が指名する意見取りまとめ者の任期は、第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(消防局総務部人事課)